

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 8月 4日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	エリア放射線モニタ監視ユニット(Z603)において、動作不良(当該ユニット電源電圧低下に伴う異常警報発生)が認められたため、当該機器を点検・交換。	GIII	
2	3号機	計装用圧縮空気系圧縮機(A)気水分離器ドレン排出配管において、配管の詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃。	GIII	
3	3・4号廃棄物処理設備	窒素製造装置空気圧縮機(B)において、圧縮空気出口配管フランジ部より、空気の漏えい(少量)が認められたため、当該フランジ部を点検・修理。	GIII	